

第5回日本証券サミットの開催について

平成 24 年 11 月 28 日
日 本 証 券 業 協 会

次回日本証券サミットは、最近の国際情勢等を踏まえ、以下の要領によりロンドンにおいて開催することとしたい。プログラム等の概要は別紙のとおりであるが、詳細は、共催が予定される国際資本市場協会（ICMA）との協議及び本協会国際関係懇談会での検討等を踏まえ、決定することとしたい。

1. 開催日 2013年2月5日（火）
2. 開催地 ロンドン Drapers Hall
(ロンドンの金融街シティ中心部に位置する会議場。シティに点在する、中世ヨーロッパの同業組合が会合の場として所有していた館（ギルドホール）の一つ。)
3. 主な趣旨・目的
 - 1) ロンドン、欧州で活動する機関投資家、金融関係者等に対し、日本における資本市場インフラの整備、市場活性化策や公正性確保に関する取り組みを紹介するとともに、投資対象としての日本の資本市場の魅力をアピールする。
 - 2) 日本からの参加者には、欧州の機関投資家の動向、証券ビジネスの現状、金融規制改革とその証券業務への影響等につき、直接現地の情報を得る機会を提供する。
 - 3) 両国関係者の対話を通じて、日欧の市場・業界間のネットワーク、リンケージ強化を図る。
 - 4) 中国等も欧米において自国資本市場のPRイベントを開催しているところ、アジアにおける日本の資本市場の魅力をアピールする。
4. プログラム及びトピック案（別紙のとおり）
5. 主な参加者
英国（欧州）及び日本の証券会社・金融機関、機関投資家、ファンド・マネージャー、会計・法律専門家等証券市場関係者、政府当局
6. 共催機関
International Capital Market Association (ICMA)（国際資本市場協会）

以 上

第5回日本証券サミット（於ロンドン）／プログラム及びトピック案

(1) 日欧業界代表者間の round-table discussion (昼食時：1 時間～1 時間半程度)

- ・ 金融危機後のビジネス、規制のあり方
- ・ 日欧両市場の課題と展望
- ・ 日欧両業界間の協力イニシアティブ（情報交換、共同提言）

(2) 基調講演（東証：斎藤社長 20 分程度）

「市場インフラの進化（仮）」

- ・ 日本経済の現況
- ・ 東証と大証の統合
- ・ クロスボーダー取引の進展に合わせたインフラ整備
- ・ グローバルな証券規制への取引所の対応

(3) 全体セミナー（2～3つのパネル）（それぞれ 60～80 分程度）

「日本の証券市場：その魅力と可能性」（場合により二つに分ける）

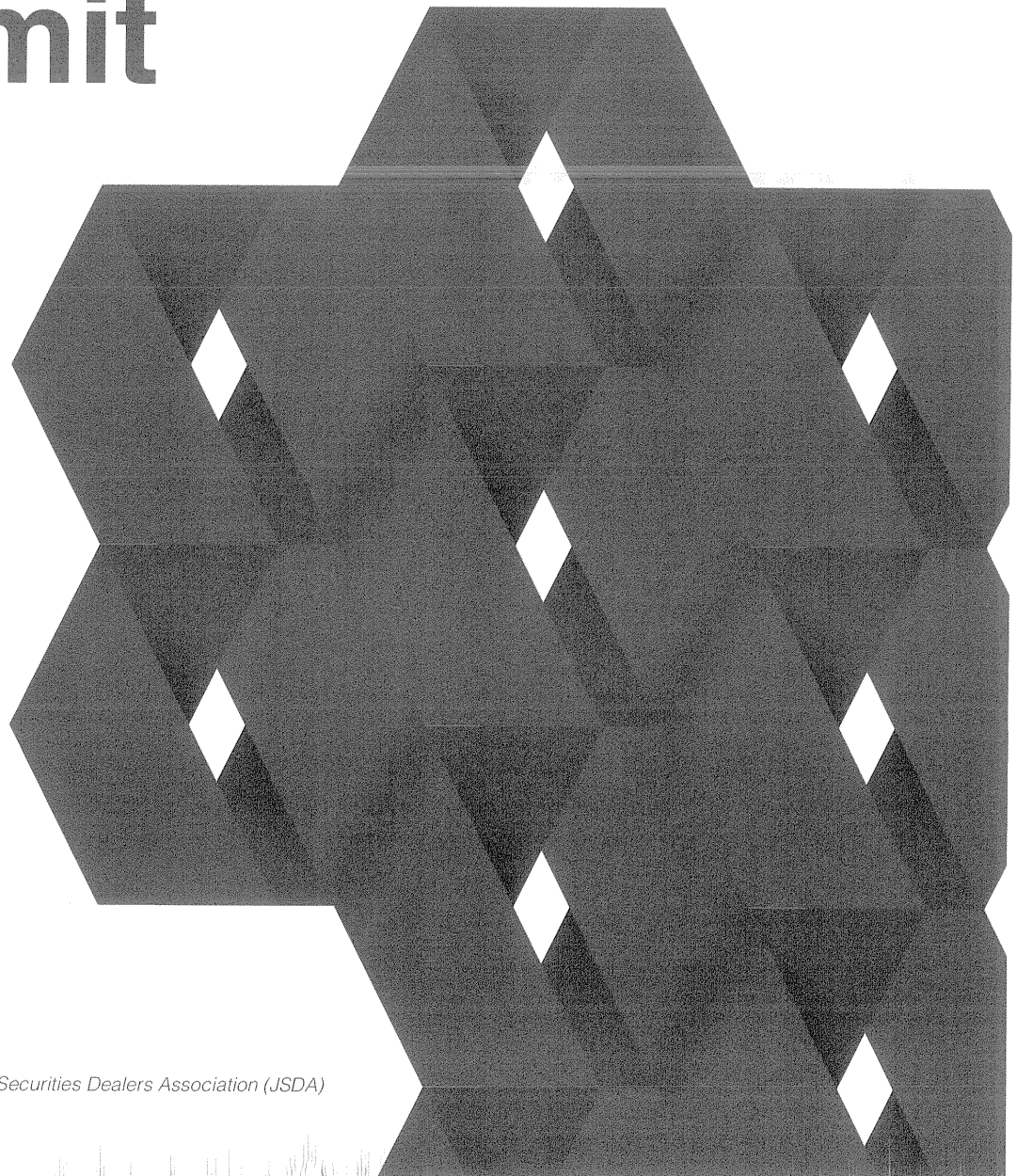
- ・ 金融センターとしての基盤整備（含.規制、市場活性化策）
- ・ コーポレート・ガバナンスの向上
- ・ アジアの中の日本
- ・ 投資対象としての魅力（有望業種等の紹介）
- ・ 欧州業界からの提言

「日本国債」

- ・ 国債管理政策
- ・ 財政の現状と sustainability
- ・ 国債市場
- ・ 日本経済

夕刻：レセプション

Japan Securities Summit



5 FEBRUARY, 2013

Drapers Hall, London

jointly presented by ICMA & the Japan Securities Dealers Association (JSDA)

Presented by

The Japan Securities Dealers Association (JSDA) and the International Capital Market Association (ICMA) will jointly present the 2013 Japan Securities Summit in London on the afternoon of 5 February.

A networking lunch will be followed by high-level speeches and panel discussions on the evolution of market infrastructure; the attractiveness and potential of the Japanese securities markets and Japanese government bonds.



Contents

03 ▶ Event Programme

06 ▶ Speaker Biographies

09 ▶ About the Organizer

2011年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組み
に関する調査結果について（概要）

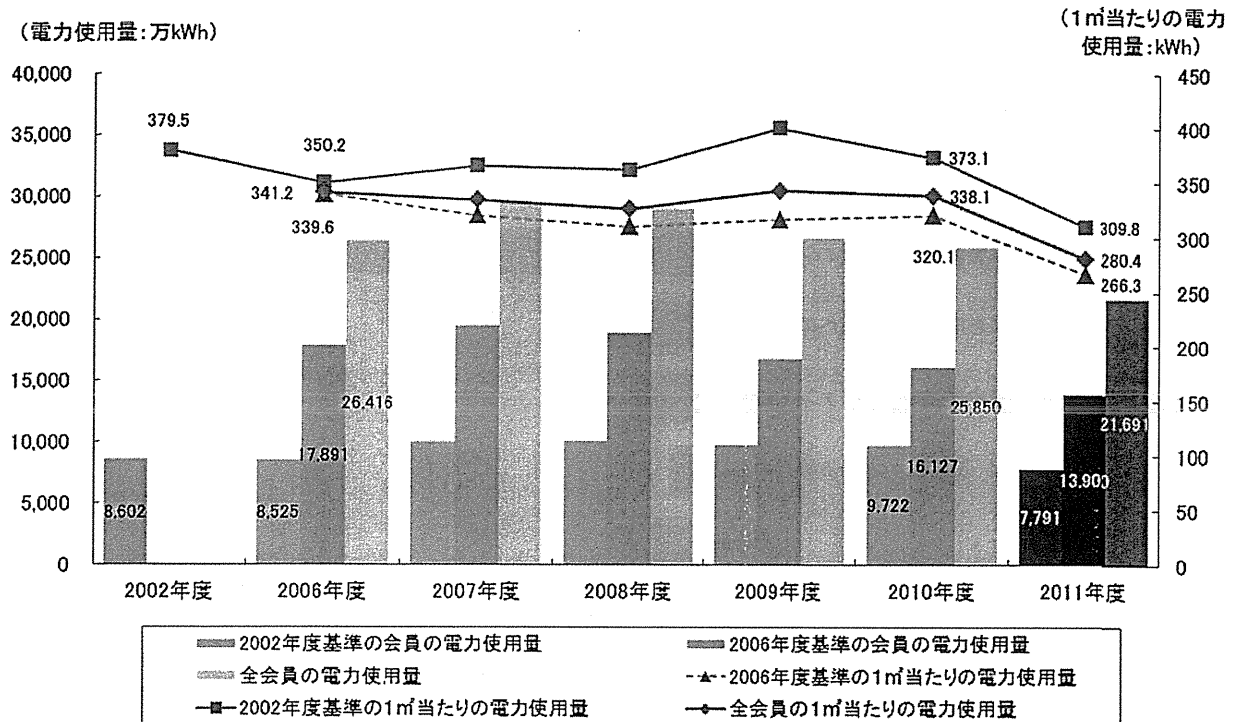
平成 24 年 11 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 調査対象・調査期間

- 調査対象 会員証券会社等 270 社
- 調査期間 平成 24 年 6 月 29 日～平成 24 年 8 月 10 日

2. 2011 年度（2011 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日）の「本社・本店」の電力使用量等

証券業界における「本社・本店」の電力使用量等の推移について



- (1) 2006 年度基準の電力使用量等【対象 257 社、2012 年度までに基準年度比 6 % 減を目標】
- ① 「電力使用量」は、13,900 万 kWh となり、基準年度比 22.3% 減、前年度比 13.8% 減。
 - ② 「1 ㎡当たりの電力使用量」は、266.3kWh となり、基準年度比 21.6% 減、前年度比 16.8% 減。
- (2) 2002 年度基準の電力使用量等【対象 13 社、2012 年度までに基準年度比 12% 減を目標】
- ① 「電力使用量」は、7,791 万 kWh となり、基準年度比 9.4% 減、前年度比 19.9% 減。
 - ② 「1 ㎡当たりの電力使用量」は、309.8kWh となり、基準年度比 18.4% 減、前年度比 17.0% 減。
- (3) 全会員の電力使用量等【対象 270 社】
- ① 「電力使用量」は、21,691 万 kWh となり、前年度比 16.1% 減。
 - ② 「1 ㎡当たりの電力使用量」は、280.4kWh となり、前年度比 17.1% 減。

3. 2011 年度の「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等【対象 270 社】

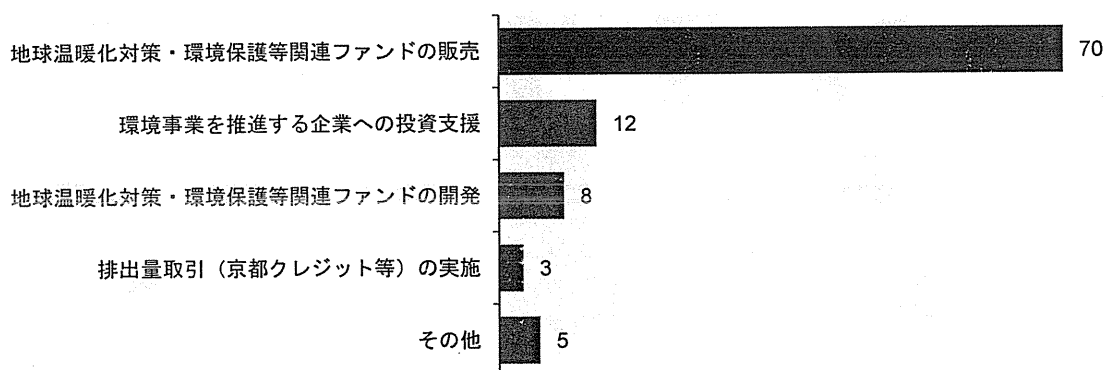
	2009 年度	2010 年度	2011 年度
エネルギー使用量	133,922 kl	131,452 kl	109,396 kl
電力使用量	467,397,075 kWh	456,261,373 kWh	380,572,900 kWh
1㎡当たりの電力使用量	245.3 kWh	241.6 kWh	202.2 kWh

4. 環境問題への取組みに関するアンケート調査

○ 「証券業を通じた取組み」、「地球温暖化対策」、「循環型経済社会の構築」、「社内教育及び啓発活動」及び「環境保護活動」などについて、アンケート調査を実施。

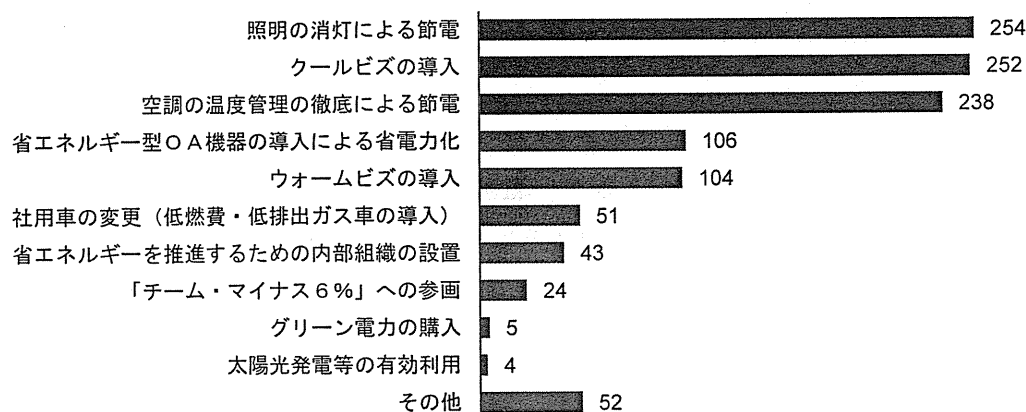
(1) 証券業を通じた取組みについて

- ① 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を行っている会員は 75 社（27.8%、前回調査 82 社、29.0%）。
- ② 「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」（70 社）が最も多かった。



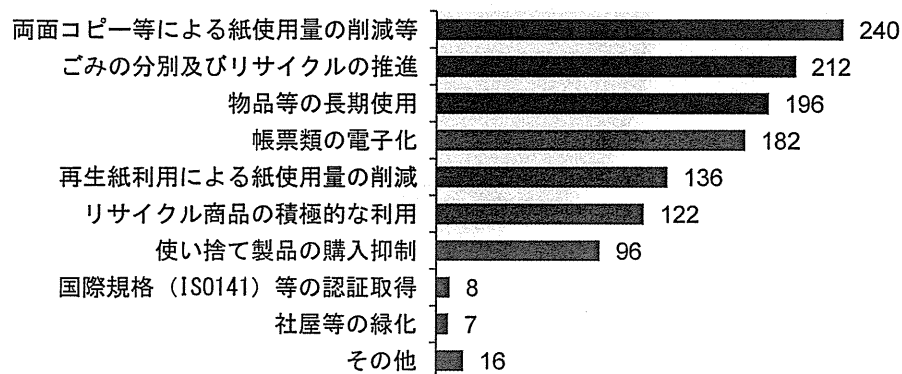
(2) 地球温暖化対策について

- ① 省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員は 266 社（98.5%、前回調査 279 社、98.6%）。
- ② 「照明の消灯による節電」（254 社）、「クールビズの導入」（252 社）、「空調の温度管理の徹底による節電」（238 社）が多かった。



(3) 循環型経済社会の構築について

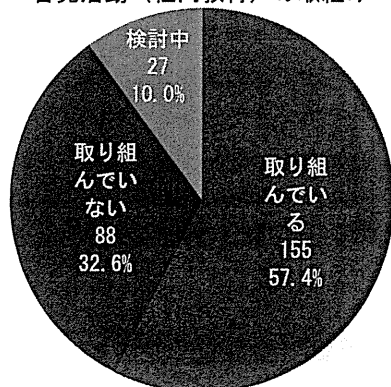
- ① 環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる会員は 261 社（96.7%、前回調査 273 社、96.5%）。
- ② 「両面コピー等による紙使用量の削減等」（240 社）が最も多く、「ごみの分別及びリサイクルの推進」（212 社）、「物品等の長期使用」（196 社）が続いている。



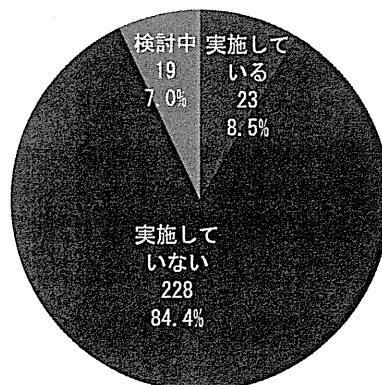
(4) 社内教育及び啓発活動について

- ① 環境問題に関し、啓発活動（社内教育）に取り組んでいる会員は 155 社（57.4%、前回調査 161 社、56.9%）であった。一方、社外への啓発活動を実施している会員は 23 社（8.5%、前回調査 27 社、9.5%）にとどまった。

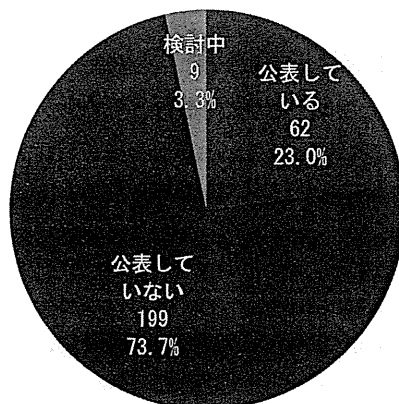
環境問題に関する
啓発活動（社内教育）の取組み



環境問題を広く認識して
もらうための取組み

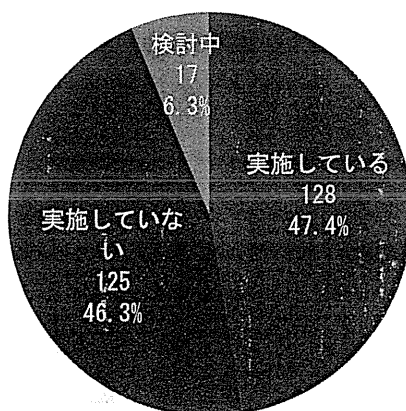


- ② また、環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員は、62社（23.0%、前回調査 72社、25.4%）であった。

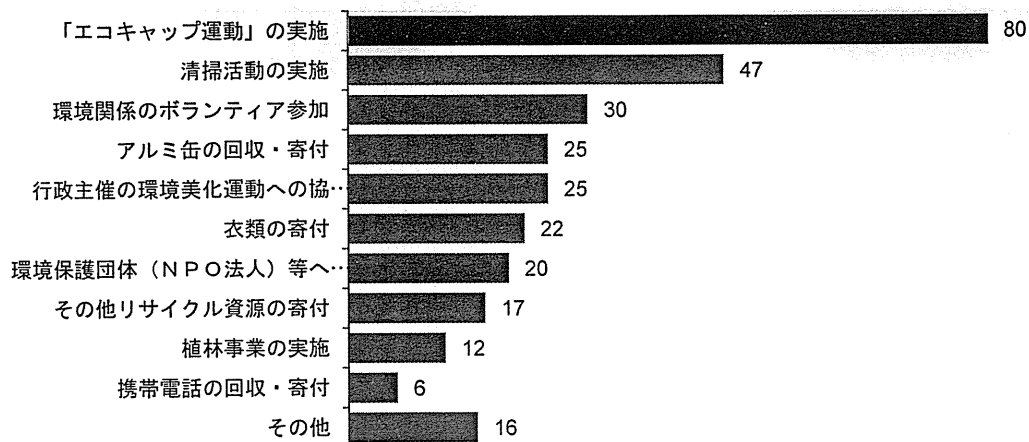


(5) 環境保護活動について

- ① 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員は128社（47.4%、前回調査 126社、44.5%）。



- ② 「エコキャップ運動の実施」（80社、前回調査 87社）や「清掃活動の実施」（47社、前回調査 44社）などが多く見られた。



以 上

2011 年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組み に関する調査結果について

平成 24 年 11 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

「証券業界の環境問題に関する行動計画」の取組みの実情を把握するため、同行動計画第 8 項（行動計画の検証）に定める定期調査として、2011 年度（2011 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日）の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査を実施し、下記のとおり、会員各社からの回答結果を集計いたしましたので、お知らせいたします。

【 調 査 概 要 】

- ・調査対象 会員証券会社等 270 社

※調査実施時（平成 24 年 6 月 29 日現在）の対象会員証券会社等 277 社のうち、脱退等により会員権が消滅した証券会社等（6 社）及び同年 4 月 1 日以後に新たに加入した会員証券会社（1 社）を調査対象から除外している。

- ・調査期間 平成 24 年 6 月 29 日～平成 24 年 8 月 10 日

【 調 査 結 果 】

1. 2011 年度の「本社・本店」の電力使用量等について（調査対象 270 社）

（1）2006 年度を基準年度とする会員の「本社・本店」の電力使用量等（基準年度比）

（小数点第 2 位四捨五入）

	2011 年度 (平成 23 年度)	基準年度（2006 年度）比		2006 年度 (平成 18 年度)
		増減値	増減比率	
会員数（社）	257	▲ 9	▲3.4%	266
電力使用量（kWh）	138,999,831.4	▲ 39,908,908.3	▲22.3%	178,908,739.8
総床面積（㎡）	521,973.5	▲ 4,801.6	▲0.9%	526,775.1
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	266.3	▲ 73.3	▲21.6%	339.6

（2）2002 年度を基準年度とする会員の「本社・本店」の電力使用量等（基準年度比）

（小数点第 2 位四捨五入）

	2011 年度 (平成 23 年度)	基準年度（2002 年度）比		2002 年度 (平成 14 年度)
		増減値	増減比率	
会員数（社）	13	▲ 3	▲18.8%	16
電力使用量（kWh）	77,909,524.8	▲ 8,112,405.2	▲9.4%	86,021,930.0
総床面積（㎡）	251,510.6	24,856.7	11.0%	226,653.9
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	309.8	▲ 69.8	▲18.4%	379.5

(3) 全会員の「本社・本店」の電力使用量等（前年度比）

(小数点第2位四捨五入)

	2011 年度 (平成 23 年度)	前年度 (2010 年度) 比		2010 年度 (平成 22 年度)
		増減値	増減比率	
会員数 (社)	270	▲ 13	▲4.6%	283
電力使用量 (kWh)	216,909,356.2	▲41,585,691.1	▲16.1%	258,495,047.3
総床面積 (㎡)	773,484.1	9,031.9	1.2%	764,452.2
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	280.4	▲ 57.7	▲17.1%	338.1

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

【参考】証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標について

証券業界としての環境問題への取組みの一環として、地球温暖化防止を目的としたCO2排出量削減のために、電力使用量について、以下の数値目標を設定しております。

また、証券業界における電力使用量等の推移等は、別添のとおりです。

【数値目標】

- ① 新たに取り組む会員証券会社については、2006年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む「以下同じ」）における使用量を基準に2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す。
- ② これまでに取り組んでいる会員証券会社については、2002年度の本社・本店における使用量を基準に2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す。

(注) 会員証券会社の経営規模の拡大又は縮小等により、会員証券各社における本社・本店の使用床面積の増減があった場合においても、床面積当たりの電力使用量が、上記①及び②に掲げた削減目標を達成するよう留意する。

2. 2011年度の「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等について（調査対象270社）

(小数点第2位四捨五入)

	2011 年度 (平成 23 年度)	前年度 (2010 年度) 比		2010 年度 (平成 22 年度)
		増減値	増減比率	
会員数 (社)	270	▲ 13	▲4.6%	283
エネルギー使用量 (kl)	109,396.6	▲ 22,056.6	▲16.8%	131,452.2
電力使用量 (kWh)	380,572,900.1	▲ 75,688,472.5	▲16.6%	456,261,372.6
総床面積 (㎡)	1,881,254.1	▲ 6,459.0	▲0.4%	1,888,239.1
1㎡当たりの電力使用量 (kWh)	202.2	▲ 39.4	▲16.3%	241.6

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

3. 環境問題への取組みについて（調査対象 270 社）

（1）証券業を通じた取組みについて

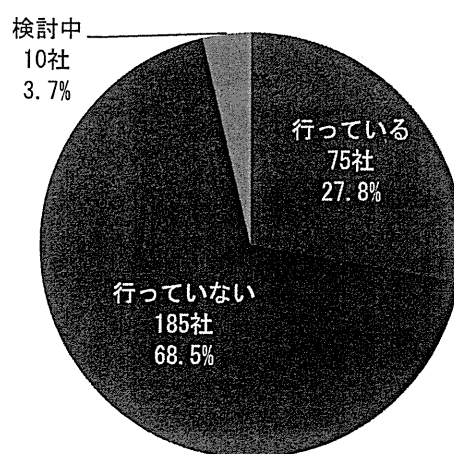
① 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等について

調査対象会員 270 社のうち、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を「行っている」会員は、75 社（27.8%）となり、一方、「行っていない」会員は、185 社（68.5%）となった。（表 1－1・図 1－1 参照）

[表 1－1 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等について]

環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する 金融商品（エコファンド等）の開発・提供等について	会員数（社）	比 率
行っている	75	27.8%
行っていない	185	68.5%
検討中	10	3.7%
合 計	270	100.0%

図 1－1 環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等について



なお、「2010 年度の証券業界における電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査結果について」（平成 23 年 11 月 16 日公表、以下「前回調査」といいます。）において、調査対象会員 283 社のうち、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を「行っている」会員は 82 社（29.0%）、「行っていない」会員は 194 社（68.6%）であった。

② 開発・提供等の実施状況（複数回答）

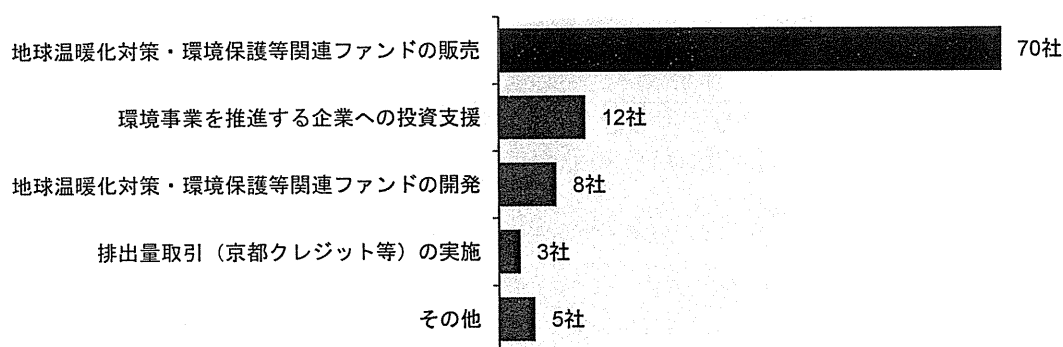
環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等を行っている会員 75 社の実施状況を見ると、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」を行っている会員が 70 社と最も多く、「環境事業を推進する企業への投資支援」（12 社）及び「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発」（8 社）が続いている。それ以外は「排出量取引（京都クレジット等）の実施」（3 社）となっている。（表 1－2・図 1－2 参照）

[表 1－2 開発・提供等の実施状況（複数回答）]

開発・提供等の実施状況	会員数（社）	比 率
地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売	70	93.3%
環境事業を推進する企業への投資支援	12	16.0%
地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発	8	10.7%
排出量取引（京都クレジット等）の実施	3	4.0%
その他	5	6.7%
環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品（エコファンド等）の開発・提供等を行っている会員	75	－

（注） 比率は、対象回答会員数（75 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 1－2 開発・提供等の取組み状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発・提供等を行っている」と回答した会員 82 社のうち、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの販売」と回答した会員が 74 社、「環境事業を推進する企業への投資支援」と回答した会員が 11 社、「地球温暖化対策・環境保護等関連ファンドの開発」と回答した会員が 10 社、「排出量取引（京都クレジット等）の実施」と回答した会員が 5 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の開発・提供等の実施状況

- ・ 次に掲げる環境に係る商品の組成・販売、又は売出し等【5社】
 - ① グループ企業における環境保全等関連ファンドの開発、運用
 - ② 世界銀行など国際金融機関が発行する債券で資金使途を環境関連に限定した商品
 - ③ エコボンド（債券発行と排出権取引の仕組みを融合した金融商品。発行体、投資家、証券会社がそれぞれ資金調達、債券投資、債券引受・排出権取引を通じて地球環境問題への貢献が可能となるもの）
 - ④ グリーン世銀債、ウォーター・ボンド、エコロジーボンド
- ・ SRI（社会的責任投資）ファンドについての情報提供
- ・ 総合研究所（グループ会社）によるグリーン・イノベーションサイトの提供
- ・ アグリビジネスの支援・小水力発電の普及
- ・ チャレンジ25キャンペーン（1990年比温室効果ガス25%削減のための国民運動）への参加
- ・ 環境カンファレンスの開催

（2）地球温暖化対策について

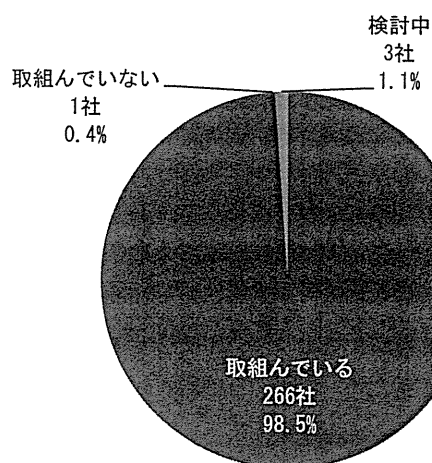
① 省資源・省エネルギー対策の取組みについて

調査対象会員270社のうち、ペーパーレス化の促進、節電及び省電力機器の導入など、省資源・省エネルギー対策に「取り組んでいる」会員は、266社（98.5%）となり、大多数の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、1社（0.4%）となった。（表2-1・図2-1 参照）

〔表2-1 省資源・省エネルギー対策の取組みについて〕

省資源・省エネルギー対策の取組み	会員数（社）	比 率
取り組んでいる	266	98.5%
取り組んでいない	1	0.4%
検討中	3	1.1%
合 計	270	100.0%

図2-1 省資源・省エネルギー対策の取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 283 社のうち、省資源・省エネルギー対策に「取り組んでいる」会員は 279 社（98.6%）、「取り組んでいない」会員は 3 社（1.1%）であった。

② 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）

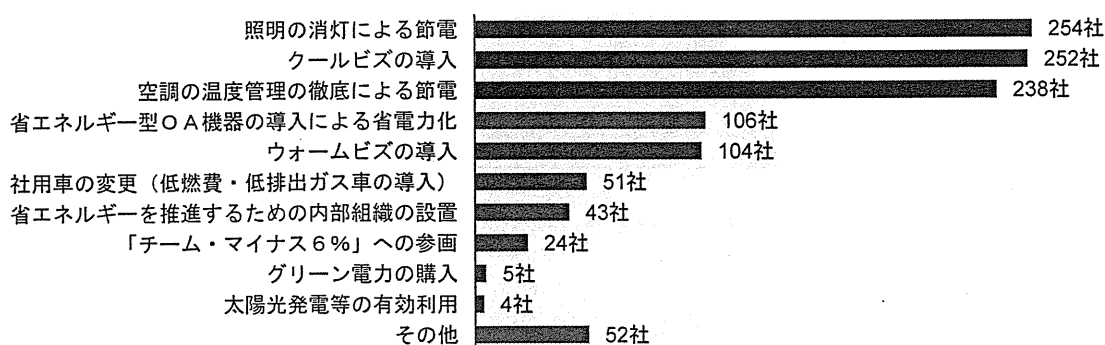
省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員 266 社の取組状況を見ると、「照明の消灯による節電」が 254 社と最も多く、「クールビズの導入」（252 社）、「空調の温度管理の徹底による節電」（238 社）が続いている。それ以外は、「省エネルギー型 O A 機器の導入による省電力化」（106 社）、「ウォームビズの導入」が 104 社、「社用車の変更（低燃費・低排出ガス車の導入）」（51 社）、「省エネルギーを推進するための内部組織の設置」（43 社）、「『チーム・マイナス 6 %』への参画」（24 社）、「グリーン電力の購入」（5 社）、「太陽光発電等の有効利用」（4 社）等となっている。（表 2-2・図 2-2 参照）

[表 2-2 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）]

省資源・省エネルギー対策の取組状況	会員数（社）	比 率
照明の消灯による節電	254	95.5%
クールビズの導入	252	94.7%
空調の温度管理の徹底による節電	238	89.5%
省エネルギー型 O A 機器の導入による省電力化	106	39.8%
ウォームビズの導入	104	39.1%
社用車の変更（低燃費・低排出ガス車の導入）	51	19.2%
省エネルギーを推進するための内部組織の設置	43	16.2%
「チーム・マイナス 6 %」への参画	24	9.0%
グリーン電力の購入	5	1.9%
太陽光発電等の有効利用	4	1.5%
その他	52	19.5%
省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる会員	266	-

（注） 比率は、対象回答会員数（266 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 2-2 省資源・省エネルギー対策の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「省資源・省エネルギー対策に取り組んでいる」と回答した会員 279 社のうち、「照明の消灯による節電」と回答した会員は 266 社、「空調の温度管理の徹底による節電」と回答した会員は 260 社、「クールビズの導入」と回答した会員は 259 社であった。(いずれも複数回答)

【参 考】その他の省資源・省エネルギー対策の取組状況

(電気機器全般)

- ・ コピー機、プリンター、クライアント P C 及びモニターなど各種事務機器の未使用時・一定時間離席時の電源オフ、省エネモードの設定【11 社】
- ・ 自動販売機の撤去・夜間等節電【2 社】
- ・ 省エネタイプ・多機能タイプの各事務機器へ交換
- ・ 月 3 回、18 時に P C 強制シャットダウン
- ・ エレベーターの利用制限
- ・ 社内冷蔵庫の温度設定の見直し等

(照明器具関係)

- ・ 蛍光灯等照明の間引き【7 社】
- ・ 省エネルギー型照明灯への交換、省エネタイプ L E D 照明への切替え等による省電力化【7 社】
- ・ 照明の照度を落とす。【2 社】
- ・ 照明スイッチを人感センサーへ交換
- ・ 共有部分の消灯協力

(空調関係)

- ・ ブラインド・遮熱フィルム・日よけによる空調の効率化【3 社】
- ・ 空調稼働時間の制限【3 社】
- ・ 空調の温度（例えば 28 度）管理の徹底【2 社】
- ・ 空調の一部停止
- ・ 地域冷暖房プラントの利用
- ・ 省エネルギー空調機への交換
- ・ 空調フィルターの交換
- ・ ペリメーターエリア（室外との境界エリア）における電動式空調の運転時間を削減

(紙利用等関係)

- ・ スキャナーによる資料保存・送付等によるペーパーレス化の推進【4 社】
- ・ 帳票類の電子化【3 社】
- ・ 液晶ペンタブレットを用いたペーパーレス会議システムの導入等、又は会議室におけるプロジェクターの設置によるペーパーレス会議の推進【2 社】
- ・ 電子りん議の導入
- ・ プリンター・ユーザー認証システム（個人別にプリント枚数を管理でき、かつ印刷指示実行後にも不要な印刷指示を削除可能とする仕組み）の導入

(その他)

- ・ 「チャレンジ25宣言」への参画【3社】
- ・ 入居するビルのオーナーが実施する節電対策への協力
- ・ 節電ポスターの掲示による、節電意識の向上
- ・ 就業時間終了後早期の退社を促進・徹底
- ・ エコ通勤優良事業所認定取得（登録済）
- ・ アイドリング・ストップの推進
- ・ 植林活動の資金援助

(3) 循環型経済社会の構築について

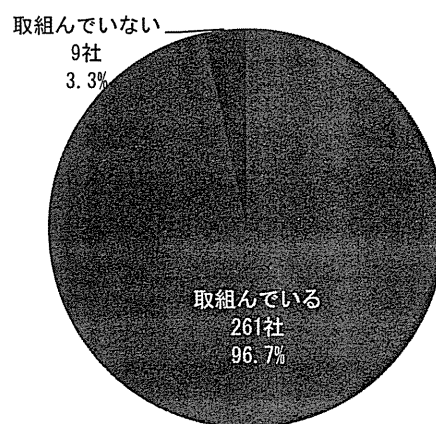
① 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて

調査対象会員 270 社のうち、環境への負荷を軽減して生産された紙の利用促進又は廃棄物に係る分別回収の徹底など、環境負荷の軽減、資源の再利用に「取り組んでいる」会員は、261 社(96.7%)となり、大多数の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、9 社(3.3%)となった。(表3-1・図3-1 参照)

[表3-1 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて]

環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みについて	会員数(社)	比率
取り組んでいる	261	96.7%
取り組んでいない	9	3.3%
検討中	0	0.0%
合 計	270	100.0%

図3-1 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況



なお、前回調査において、調査対象会員 283 社のうち、環境負荷の軽減、資源の再利用に「取り組んでいる」会員は 273 社 (96.5%)、「取り組んでいない」会員は 9 社 (3.2%) であった。

② 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）

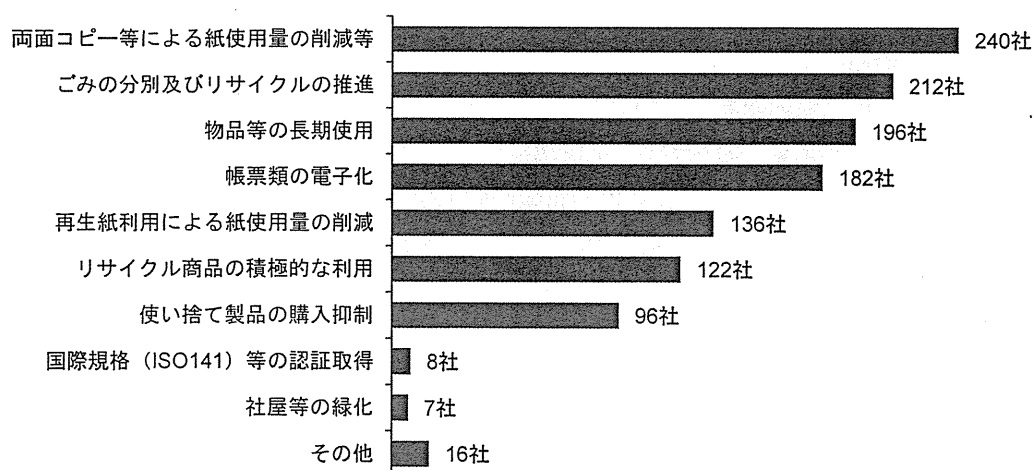
環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる会員 261 社の取組状況を見ると、「両面コピー等による紙使用量の削減等」が 240 社と最も多く、「ごみの分別及びリサイクルの推進」（212 社）、「物品等の長期使用」（196 社）が続いている。それ以外は、「帳票類の電子化」（182 社）、「再生紙利用による紙使用量の削減」（136 社）、「リサイクル商品の積極的な利用」（122 社）、「使い捨て製品の購入抑制」（96 社）等となっている。（表 3－2・図 3－2 参照）

〔表 3－2 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）〕

環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況	会員数	比 率
両面コピー等による紙使用量の削減等	240	92.0%
ごみの分別及びリサイクルの推進	212	81.2%
物品等の長期使用	196	75.1%
帳票類の電子化	182	69.7%
再生紙利用による紙使用量の削減	136	52.1%
リサイクル商品の積極的な利用	122	46.7%
使い捨て製品の購入抑制	96	36.8%
国際規格（ISO14001）等の認証取得	8	3.1%
社屋等の緑化	7	2.7%
その他	16	6.1%
環境負荷の軽減、資源の再利用の取組みを行っている会員	261	－

（注） 比率は、対象回答会員数（261 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 3－2 環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境負荷の軽減、資源の再利用に取り組んでいる」と回答した会員 273 社のうち、「両面コピー等による紙使用量の削減等」と回答した会員は 241 社、「ごみの分別及びリサイクルの推進」と回答した会員は 211 社、「物品等の長期使用」と回答した会員は 209 社、「帳票類の電子化」と回答した会員は 184 社、「再生紙利用による紙使用量の削減」と回答した会員は 143 社、「リサイクル商品の積極的な利用」と回答した会員は 130 社、「使い捨て製品の購入抑制」と回答した会員は 93 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境負荷の軽減、資源の再利用の取組状況について

- ・ 裏紙の利用
- ・ 使用済となった紙類の自治体リサイクルセンターへの持込み
- ・ エコボックス（集団資源回収ボックス）の導入
- ・ コピー機認証システムの導入による印刷ミス、紙・トナーの使用量の削減
- ・ 機密文書のリサイクル処理
- ・ 冊子、パンフレット制作等における、植物性大豆油インクなど環境配慮型製品の使用
- ・ プロジェクターの使用による会議資料のペーパーレス化
- ・ 自動水栓
- ・ トイレにおける雑用水の使用
- ・ グリーン購入
- ・ 機密文書のリサイクル処理
- ・ 本社移転時の廃棄物リサイクル推進
- ・ 再生紙として使用できるよう、紙の繊維を切断しない最新のシュレッダー機を使用
- ・ マグカップを社員に配布することによる紙コップ使用抑制
- ・ 食堂廃油のリサイクル
- ・ 植林につながるコピー用紙の購入

（４）社内教育及び啓発活動について

① 社内における啓発活動（社内教育）について

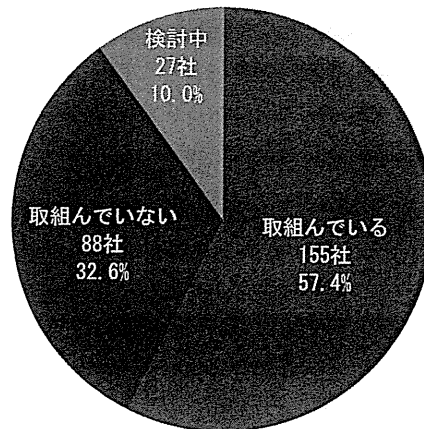
ⅰ 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて

調査対象会員 270 社のうち、役員及び社員の認識の向上を図るため、環境問題に関する啓発活動に「取り組んでいる」会員は、155 社（57.4%）となり、半数以上の会員が積極的に取り組んでいる。一方、「取り組んでいない」会員は、88 社（32.6%）となった。（表 4-1・図 4-1 参照）

〔表 4-1 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて〕

環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組みについて	会員数（社）	比 率
取り組んでいる	155	57.4%
取り組んでいない	88	32.6%
検討中	27	10.0%
合 計	270	100.0%

図 4－1 環境問題に関する啓発活動（社内教育）の取組み



なお、前回調査において、調査対象会員 283 社のうち、環境問題に関する啓発活動（社内教育）に「取り組んでいる」会員は 161 社（56.9%）、「取り組んでいない」会員は 91 社（32.2%）であった。

ii. 環境問題に関する啓発活動の取組みについて（複数回答）

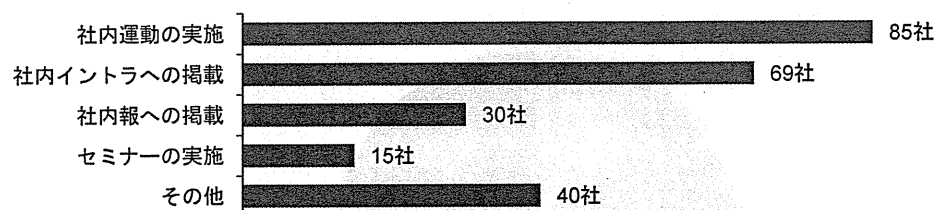
環境問題に関する啓発活動に取り組んでいる会員 155 社の取組状況を見ると、「社内運動の実施」が 85 社と最も多く、「社内イントラへの掲載」（69 社）が続いている。それ以外は、「社内報への掲載」（30 社）、「セミナーの実施」（15 社）等となっている。（表 4－2・図 4－2 参照）

[表 4－2 環境問題に関する啓発活動の取組状況（複数回答）]

環境問題に関する啓発活動の取組状況	会員数（社）	比 率
社内運動の実施	85	54.8%
社内イントラへの掲載	69	44.5%
社内報への掲載	30	19.4%
セミナーの実施	15	9.7%
その他	36	23.2%
環境問題に関する啓発活動に取り組んでいる会員	155	－

（注） 比率は、対象回答会員数（155 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 4-2 環境問題に関する啓発活動の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題に関する啓発活動（社内教育）に関する啓発活動に取り組んでいる」と回答した会員 161 社のうち、「社内運動の実施」と回答した会員は 88 社、「社内イントラへの掲載」と回答した会員は 70 社、「社内報への掲載」と回答した会員は 31 社、「セミナーの実施」と回答した会員は 19 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境問題に関する啓発活動の取組状況

（体験学習等）

- ・ 高尾山での環境保全を考える体験教室の主催（社員・家族対象、間伐体験や植物観察）
- ・ 「どんぐりキューブをつくってみよう」講座（身近な自然から環境問題や生物多様性について学ぶ体験講座）の共催（社員等対象）
- ・ 自然再生エネルギーのセミナー等への参加
- ・ 鎌倉海岸清掃、高尾山清掃ハイキングの実施
- ・ 県・自治体・商工会議所の実施するエコロジー研修や企画への参加
- ・ 親会社でグループ会社参加型の環境ワークショップを開催している。また、グループ会社もアクセスできる社内 WEB による参加の呼びかけ

（社内研修・社内周知等）

- ・ 社内通達、社内掲示、社内回覧、社内メール等の発信、社内での注意喚起の実施【20 社】
- ・ 部店長会議、全体会議、朝礼、マネージャーズミーティング（各部長を対象とした全体会議）など定期的な会議等における示達、周知徹底【12 社】
- ・ （サテライト放送や e-Learning を通じた）社内研修の実施【2 社】
- ・ ISO14001 基礎研修の実施
- ・ 入社時に行うトレーニングの際、社内ルールとして説明
- ・ 環境保護団体への継続寄付
- ・ トイレ等に節電協力の掲示表の設置

（その他）

- ・ 両面コピー利用の奨励

② 社外に対する啓発活動について

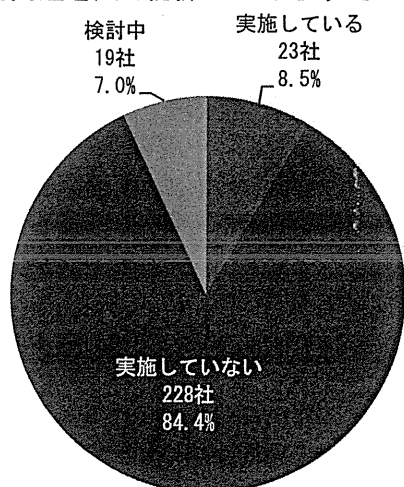
i. 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて

調査対象会員 270 社のうち、投資家をはじめ社会全体に向けて、環境問題を広く認識してもらうための取組みを「実施している」会員は、23 社（8.5%）となり、一方、「実施していない」会員は、228 社（84.4%）となった。（表 4－3・図 4－3 参照）

〔表 4－3 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて〕

環境問題を広く認識してもらうための取組みについて	会員数（社）	比 率
実施している	23	8.5%
実施していない	228	84.4%
検討中	19	7.0%
合 計	270	100.0%

図 4－3 環境問題を広く認識してもらうための取組みについて



なお、前回調査において、調査対象会員 283 社のうち、環境問題を広く認識してもらうための取組みを「実施している」会員は 27 社（9.5%）、「実施していない」会員は 232 社（82.0%）であった。

ii. 環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況（複数回答）

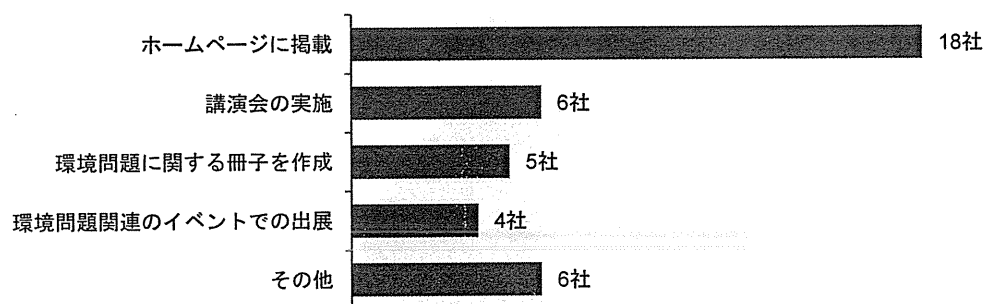
環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している会員 23 社の取組状況を見ると、「ホームページに掲載」が 18 社と最も多く、「講演会の実施」（6 社）が続いている。それ以外は、「環境問題に関する冊子を作成」（5 社）及び「環境問題関連のイベントでの出展」（4 社）等となっている。（表 4－4・図 4－4 参照）

[表 4－4 環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況（複数回答）]

環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況	会員数（社）	比 率
ホームページに掲載	18	78.3%
講演会の実施	6	26.1%
環境問題に関する冊子を作成	5	21.7%
環境問題関連のイベントでの出展	4	17.4%
その他	6	26.1%
環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している会員	23	-

（注） 比率は、対象回答会員数（23 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 4－4 環境問題に関する啓発活動の取組状況（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題を広く認識してもらうための取組みを実施している」と回答した会員 27 社のうち、「ホームページに掲載」と回答した会員が 20 社、「環境問題に関する冊子を作成」と回答した会員が 6 社、「講演会の実施」と回答した会員が 5 社、「環境問題関連のイベントでの出展」と回答した会社が 3 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境問題を広く認識してもらうための取組みの実施状況

- ・ ESG 投資セミナーの実施
- ・ 農業・アグリビジネスによる地域振興に関する地域金融機関との業務提携
- ・ 取引先に環境マネジメントシステム(EMS)教育を実施
- ・ 環境保護コマーシャル放送
- ・ 店頭掲示
- ・ CSR レポートにて、環境活動や社会貢献活動等の実施内容を公表

（５）環境問題に対する取組状況の情報発信について

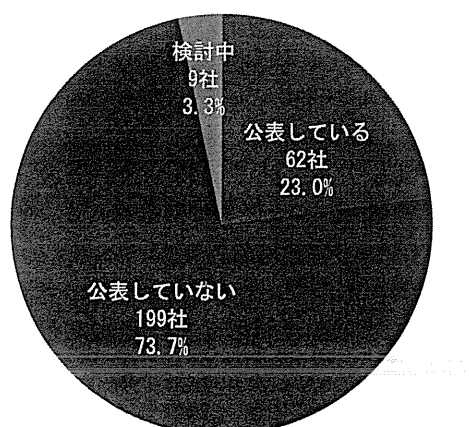
① 環境問題に対する自社の取組状況の公表について

調査対象会員 270 社のうち、環境問題に対する自社の取組状況を「公表している」会員は、62 社（23.0%）となり、一方、「公表していない」会員は、199 社（73.7%）となった。（表 5－1・図 5－1 参照）

〔表 5－1 環境問題に対する自社の取組状況の公表について〕

環境問題に対する自社の取組状況の公表について	会員数（社）	比 率
公表している	62	23.0%
公表していない	199	73.7%
検討中	9	3.3%
合 計	270	100.0%

図 5－1 環境問題に対する自社の取組状況の公表について



なお、前回調査において、調査対象会員 283 社のうち、環境問題に対する自社の取組状況を「公表している」会員は 72 社（25.4%）、「公表していない」会員は 199 社（70.3%）であった。

② 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法（複数回答）

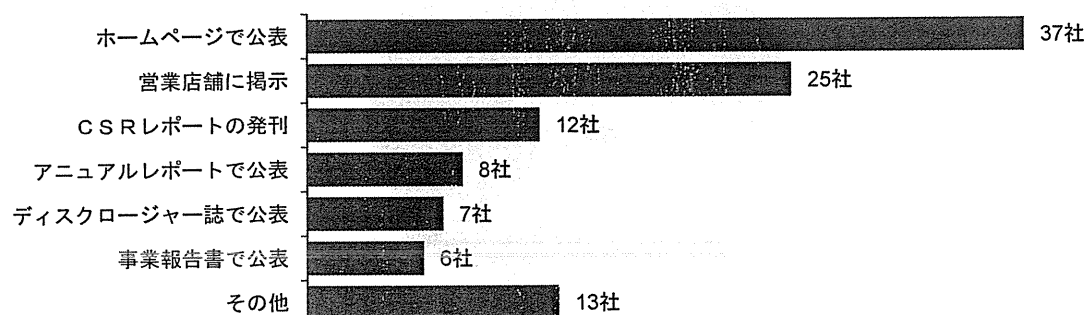
環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員 62 社の公表方法を見ると、「ホームページで公表」が 37 社と最も多く、「営業店舗に掲示」（25 社）が続いている。それ以外は、「CSR レポートの発刊」（12 社）及び「アニュアルレポートで公表」（8 社）、「ディスクロージャー誌で公表」（7 社）、「事業報告書で公表」（6 社）等となっている。（表 5－2・図 5－2 参照）

[表５－２ 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法（複数回答）]

環境問題に対する自社の取組状況の公表方法	会員数（社）	比 率
ホームページで公表	37	59.7%
営業店舗に掲示	25	40.3%
ＣＳＲレポートの発刊	12	19.4%
アニュアルレポートで公表	8	12.9%
ディスクロージャー誌で公表	7	11.3%
事業報告書で公表	6	9.7%
その他	13	21.0%
環境問題に対する自社の取組状況を公表している会員	62	－

（注） 比率は、対象回答会員数（62 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図５－２ 環境問題に対する自社の取組状況の公表方法（複数回答）



なお、前回調査において、「環境問題に対する自社の取組状況を公表している」と回答した会員 72 社のうち、「ホームページで公表」と回答した会員は 39 社、「営業店舗に掲示」と回答した会員は 37 社、「ＣＳＲレポートの発刊」と回答した会員及び「アニュアルレポートで公表」と回答した会員は 10 社、「事業報告書で公表」と回答した会員は 8 社、「ディスクロージャー誌で公表」と回答した会員は 7 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境問題に対する自社の取組状況の公表方法

- ・ グループとしての取組状況、ＣＳＲ関連ファンドの推進などについて、グループ会社のＨＰ及びＣＳＲレポートなどにより公表【４社】
- ・ 会社案内で公表
- ・ 受付窓口で公表
- ・ 対面説明時に口頭で説明
- ・ 店内に節電実施及び協力依頼のポスター掲示
- ・ 制御版に節電、水道蛇口に節水の呼びかけ等表示

(6) 環境保護活動について

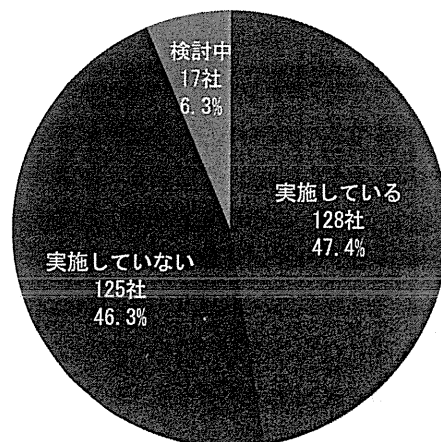
① 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について

調査対象会員 270 社のうち、地域社会及び他団体等が実施する環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を「実施している」会員は、128 社 (47.4%) となり、一方、「実施していない」会員は、125 社 (46.3%) となった。(表 6-1・図 6-1 参照)

[表 6-1 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について]

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について	会員数 (社)	比 率
実施している	128	47.4%
実施していない	125	46.3%
検討中	17	6.3%
合 計	270	100%

図 6-1 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等について



なお、前回調査において、調査対象会員 283 社のうち、環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を「実施している」会員は 126 社 (44.5%)、「実施していない」会員は 138 社 (48.8%) であった。

② 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容 (複数回答)

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している会員 128 社の実施内容を見ると、「『エコキャップ運動』(※)の実施」が 80 社と最も多く、「清掃活動の実施」(47 社)が続いている。それ以外は、「環境関係のボランティア参加」(30 社)、「アルミ缶の回収・寄付」(25 社)、「行政主催の環境美化運動への協力参加」(25 社)、「衣類の寄付」(22 社)、「環境保護団体 (NPO 法人) 等への活動支援」(20 社)、「その他リサイクル資源の寄付」(17 社)、「植林事業の実施」(12 社)等を実施している。(表 6-2・図 6-2 参照)

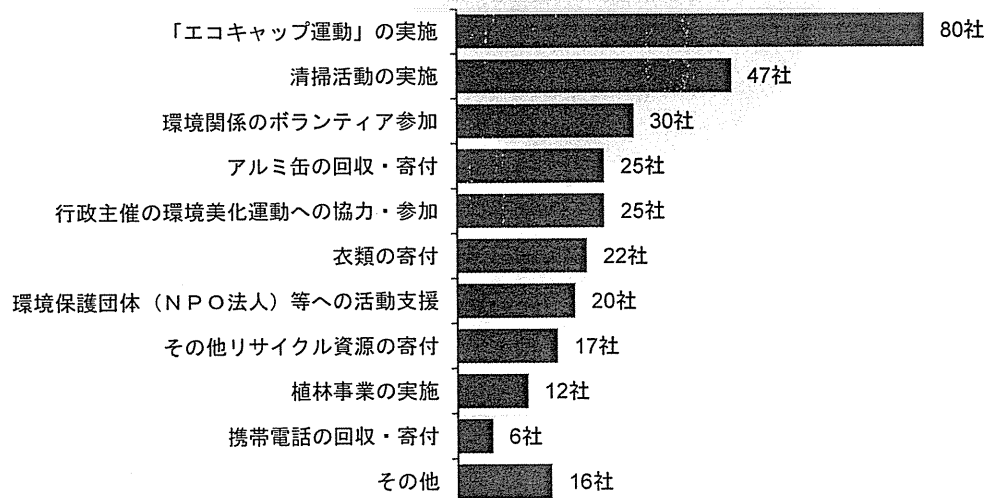
(※) エコキャップ運動…収集したペットボトルのキャップをリサイクル業者に売却し、その収益でワクチンを寄付する活動

[表 6-2 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容（複数回答）]

環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容	会員数（社）	比 率
「エコキャップ運動」の実施	80	62.5%
清掃活動の実施	47	36.7%
環境関係のボランティア参加	30	23.4%
アルミ缶の回収・寄付	25	19.5%
行政主催の環境美化運動への協力・参加	25	19.5%
衣類の寄付	22	17.2%
環境保護団体（NPO法人）等への活動支援	20	15.6%
その他リサイクル資源の寄付	17	13.3%
植林事業の実施	12	9.4%
携帯電話の回収・寄付	6	4.7%
その他	16	12.5%
環境保護に向けた社会貢献活動への 参加・支援等を実施している会員	128	—

（注） 比率は、対象回答会員数（128 社）を母数とする割合であり、複数回答を選択可能であるため、100%を超える。

図 6-2 環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容（複数回答）



なお、前回調査において、「環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等を実施している」と回答した会員 126 社のうち、「『エコキャップ運動』の実施」と回答した会員は 87 社、「清掃活動の実施」と回答した会員は 44 社、「環境関係のボランティア参加」と回答した会員は 29 社、「環境保護団体（NPO法人）等への活動支援」と回答した会員は 25 社、「衣類の寄付」と回答した会員は 24 社、「行政主催の環境美化運動への協力参加」と回答した会員は 23 社であった。（いずれも複数回答）

【参 考】その他の環境保護に向けた社会貢献活動への参加・支援等の実施内容

- ・ 古紙・新聞・雑誌の回収・リサイクル【2社】
- ・ 地元新聞社主催の「きょうエコプロジェクト」への協賛
- ・ 地域コミュニティ及び子ども達と協働で耕作放棄地の復田による無農薬米栽培により、湧水の浄化、生物多様性保護及び地域経済活性化のプロジェクトを社員ボランティア主導で実施
- ・ 公益信託日本経団連自然保護基金への寄付
- ・ 緑化推進委員会への寄付
- ・ 使用済切手の有効活用（ボランティア団体等への寄贈）
- ・ 社員によるボランティア活動の参加及び支援
- ・ ビル管理会社が行う電力使用削減活動に準じた対処
- ・ 町内会の環境美化運動への協力・参加
- ・ 企業グループとして、グループ会社と一体的に実施、参加・支援協力等（清掃活動、森林保全活動等の地域ボランティア活動を行う「グローバル・コミュニティ・デー」の毎年の実施など）
- ・ 社内保管していたオフィス家具類を被災地域へ寄付
- ・ エコキャップ運動を実施している企業に寄付
- ・ フリーマーケットへの参加・ ブックマジック（古本の買取額が教育支援事業「スクールサポートプログラム」に寄付される）の展開

（7）その他の環境問題への取組みについて

上記取組み以外の環境問題への取組みについては下記のとおりであった。

- ・ アジア太平洋地域におけるグループ会社全体で、2006年～2012年までその地域のすべてのオフィスで使用するエネルギーを年率1%減らす目標を策定【2社】
- ・ 個人用マグカップの利用による紙コップの使用抑制
- ・ ハンドドライヤーの利用によるペーパータオルの使用抑制
- ・ 扇風機の利用促進
- ・ 社有車の排出量に対し、相応の排出権を購入し、カーボンオフセットを実施
- ・ 閉鎖店舗の什器備品・部材のリサイクル
- ・ 余剰什器備品、部材の再利用
- ・ 水道の蛇口調整による節水等
- ・ 階段の利用促進
- ・ LEEDオフィススタンダード導入やLEED CI GOLD認可取得
- ・ 一部社員が自主的に環境改善NPO法人活動に参加・ 「国連環境計画・金融イニシアティブ」(UNEP FI) への加盟、
- ・ 「責任投資原則」(PRI)、「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」(CDP) への署名
- ・ 「国連グローバル・コンパクト」への加盟
- ・ 「21世紀金融行動原則」への署名

(8) 電力使用量等の削減に向けた、その他の会員の取組事例について【任意回答】

上記取組みのほか、2011年度の電力使用量等について、前年度比(2010年度)で減少している会員に対し、その減少要因や、2011年度又はそれ以前において、電力使用量等の削減のために実施した対応策の内容等についてアンケート調査を行ったところ、大要下記のとおり回答(任意回答)があった(上記(1)から(7)までと重複している内容あり)。

(空調・温度管理関係)

- ・ 空調機器の温度管理の徹底・最適化【144社】
- ・ クールビズ、ウォームビズ、カジュアル・フライデーの導入など、軽装勤務の実施による空調機器の温度管理の徹底【42社】
- ・ 空調機器稼働時間の短縮・抑制【16社】
- ・ (老朽化等による)省エネ型空調機器への入替え【9社】
- ・ 空調設備の定期的なフィルター掃除、空調室外機熱交換器の交換・洗浄【4社】
- ・ エコファン(ストーブの熱で自ら発電してファンを回すシステム)の取付けによる空調の効率化
- ・ 全館空調停止によるフロア毎のドア取付け

(照明機器関係)

- ・ 事務室、トイレ、廊下等における蛍光管球、蛍光灯の間引き・削減又は照度の変更【110社】
- ・ 未使用時・帰宅時の事務室・会議室、共用部分などの照明の消灯・節電、点灯時間の変更【60社】
(例)会議室、非常階段などの人感センサーによる自動消灯の導入・昼休みの完全消灯など
- ・ 電球・ハロゲンライトの蛍光灯への交換、LED照明等の低電力電球等への交換【15社】

(PC等電気機器関係)

- ・ 帰宅時・一定時間離席時・未使用時のPC、プリンター、コピー機、配電盤の電源オフ等による待機電源等の削減【61社】
- ・ 省エネ型のPC、複合機、液晶端末、UPS、その他の事務機器への入替え【12社】
- ・ エレベーター・冷蔵庫・自販機など、社内施設の停止【15社】
- ・ PC、システム、OA機器、サーバ等の減少等の端末台数等の削減【4社】

(事務室・拠点の統廃合・従業員管理等)

- ・ 勤務時間管理(残業管理等)、出社時間・退出時間管理の徹底【14社】
(例)サマータイムの実施・夏季休暇の7～9月間での取得を徹底、早期退社の推奨など
 - ・ (省エネビルへの)本社移転、又は本社移転・分室の統廃合等による事務室スペースの集約・削減等【12社】
- ※ 本社移転に伴う省エネ機器の導入、照明の人感センサーの導入、空調機器の入替え、地域冷暖房プラントの利用のほか、合併等による事務室移転等や、主要事業拠点の移転・集約などを含む。
- ・ 従業員の減少【2社】

(その他)

- ・ テナントから要望された施策への協力
- ・ グリーン電力証書の契約電気量の増量

- ・ 社員の経費削減意識の徹底
- ・ WLB（ワーク・ライフ・バランス）運動の推進、
- ・ 早期にトイレの便座温度を調整
- ・ 太陽光発電の導入
- ・ 電力使用量のモニタリングを行うモニター（自動計測装置）を設置

以 上

証券業界における電力使用量等の推移等について

Ⅰ. 証券業界における「本社・本店」(本社機能を有する施設を含む。)の電力使用量等について

1. 2006年度を基準年度とする会員証券会社等(基準年度比)

※ 2006年度の本社・本店(本社機能を有する施設を含む。)における使用量を基準に2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す。

(小数点第1位まで表示)

	2011年度	基準年度(2006年度)比		2010年度	基準年度(2006年度)比		2009年度	基準年度(2006年度)比		2008年度	2007年度	2006年度
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率			
会員数(社)	257	-9	-3.4%	268	2	0.8%	278	12	4.5%	297	291	266
電力使用量(kWh)	138,999,831.4	-39,908,908.3	-22.3%	161,272,200.3	-17,636,539.5	-9.9%	168,133,731.9	-10,775,007.9	-6.0%	189,154,945.6	195,012,648.1	178,908,739.8
総床面積(m ²)	521,973.5	-4,801.6	-0.9%	503,841.2	-22,934.0	-4.4%	531,064.5	4,289.4	0.8%	610,254.9	608,900.7	526,775.1
1㎡当たりの電力使用量(kWh)	266.3	-73.3	-21.6%	320.1	-19.5	-5.8%	316.6	-23.0	-6.8%	310.0	320.3	339.6

2. 2002年度を基準年度とする会員証券会社等(基準年度比)

※ 2002年度の本社・本店(本社機能を有する施設を含む。)における使用量を基準に2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す。

(小数点第1位まで表示)

	2011年度	基準年度(2002年度)比		2010年度	基準年度(2002年度)比		2009年度	基準年度(2002年度)比		2008年度	2007年度	2006年度	2002年度
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率				
会員数(社)	13	-9	-18.8%	15	-1	-6.3%	15	-1	-6.3%	15	16	16	16
電力使用量(kWh)	77,909,524.8	-8,112,405.2	-0.1	97,222,847.0	11,200,917.0	0.1	98,038,882.2	12,016,952.2	0.1	101,033,742.0	100,738,470.0	87,951,778.0	86,021,930.0
総床面積(m ²)	251,510.6	24,856.7	0.1	260,611.1	33,957.2	0.1	245,027.7	18,373.8	0.1	279,266.9	275,499.1	251,148.9	226,653.9
1㎡当たりの電力使用量(kWh)	309.8	-69.8	-18.4%	373.1	-6.5	-1.7%	400.1	20.6	5.4%	361.8	365.7	350.2	379.5

【参考】全会員の対前年度比

(小数点第1位まで表示)

	2011年度	前年度(2010年度)比		2010年度	前年度(2009年度)比		2009年度	前年度(2008年度)比		2008年度	2007年度	2006年度
		増減値	増減比率		増減値	増減比率		増減値	増減比率			
会員数(社)	270	-13	-4.6%	283	-10	-3.4%	293	-19	-6.1%	312	307	282
電力使用量(kWh)	216,909,356.2	-41,585,691.1	-0.2	258,495,047.3	-7,677,566.7	-0.0	266,172,614.1	-24,016,073.5	-0.1	290,188,687.6	295,751,118.1	266,860,517.8
総床面積(m ²)	773,484.1	9,031.9	0.0	764,452.2	11,639.9	0.0	776,092.2	13,429.6	0.1	889,521.8	884,399.8	777,924.1
1㎡当たりの電力使用量(kWh)	280.4	-57.7	-17.1%	338.1	-4.8	-1.4%	343.0	16.7	5.1%	326.2	334.4	343.0

Ⅱ. 証券業界における「事業者全体」のエネルギー使用量及び電力使用量等について

(小数点第1位まで表示)

	2011年度	前年度(2010年度)比		2010年度	前年度(2009年度)比		2009年度
		増減値	増減比率		増減値	増減比率	
会員数(社)	270	-13	-4.6%	283	-10	-3.4%	293
エネルギー使用量(kJ)	109,395.6	-22,056.6	-0.2	131,452.2	-2,469.9	-0.0	133,922.1
電力使用量(kWh)	380,572,900.1	-75,688,472.5	-0.2	456,261,372.6	-11,135,702.4	-0.0	467,397,074.9
総床面積(m ²)	1,381,780.1	-6,459.0	-0.0	1,388,239.1	-17,423.5	-0.0	1,905,662.6
1㎡当たりの電力使用量(kWh)	202.2	-39.4	-16.3%	241.6	-3.6	-1.5%	245.3

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある。

○ 2010年度以前の電力使用量等の訂正等の内容について

1. 2010年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準
会員数（社）	283	268	15	283	268	15	0	0	0
電力使用量（kWh）	253,123,863	159,918,238	93,205,625	258,495,047	161,272,200	97,222,847	5,371,184	1,353,962	4,017,222
総床面積（㎡）	765,168	503,928	261,240	764,452	503,841	260,611	▲ 716	▲ 87	▲ 629
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	330.8	317.3	356.8	338.1	320.1	373.1	7.3	2.8	16.3

2. 2009年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準
会員数（社）	293	278	15	293	—	15	0	—	0
電力使用量（kWh）	261,906,934	168,133,732	93,773,202	266,172,614	—	98,038,882	4,265,680	—	4,265,680
総床面積（㎡）	776,092	531,065	245,028	776,092	—	245,028	0	—	0
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	382.7	316.6	382.7	343.0	—	400.1	▲ 39.7	—	17.4

3. 2006年度の本社・本店における電力使用量等

	訂正前			訂正後			増減		
	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準	全体	2006年度基準	2002年度基準
会員数（社）	282	266	16	282	266	—	0	0	—
電力使用量（kWh）	269,373,509	181,421,731	87,951,778	266,860,518	178,908,740	—	▲ 2,512,991	▲ 2,512,991	—
総床面積（㎡）	787,572	536,423	251,149	777,924	526,775	—	▲ 9,648	▲ 9,648	—
1㎡当たりの電力使用量（kWh）	342.0	338.2	350.2	343.0	339.6	—	1.0	1.4	—

（注1） 電力使用量及び総床面積については少数点第1位を四捨五入、1㎡当たりの電力使用量については少数点第2位を四捨五入している。

（注2） 「2006年度基準」とは、2006年度の電力使用量を基準として、2008年度から2012年度までに6%の削減を目指す会員に係る基準をいい、「2002年度（基準年度）」とは、2006年度の電力使用量を基準として、2003年度から2012年度までに12%の削減を目指す会員に係る基準をいう。

（注3） 電力使用量等の訂正等の主な理由については、計算内容に誤りがあったことや対象となる「本社・本店」の範囲の誤りなどによるものである。

証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画

平成 24 年 11 月 20 日
日本証券業協会

I. 自主規制としての取り組みが期待されている事項等

1. 倫理観・責任感を向上させるための取り組み

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
1	会員における倫理観向上に向けた取り組みを紹介した事例集「倫理観向上の取り組み事例集（仮称）」を作成し、協会員に通知（年1回改訂）	行動規範委員会と連携しつつ、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成 25 年 3 月までに結論を得る
2	会員における倫理コードの遵守状況の開示（年1回）		
3	本協会の研修制度やプログラムの見直し	「研修編成ワーキング・グループ」において検討（研修部）	平成 25 年 3 月までに実施

2. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
4	会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載する取り組み	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成 25 年 3 月までに結論を得る
5	会員の主要株主及び大株主を公表する取り組み		
6	財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等 ※関係者との協議を要する。		

3. 不芳情報の通報制度

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
7	会員に関する不芳情報等の受付窓口の設置	事務局において検討（総務部、監査2部）	平成 25 年 1 月を目途に実施

4. 自主制裁（処分）の見直し等

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
8	(1)協会員に対する処分のあり方等の検討	自主規制会議において検討（規律審査部）	金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成 25 年 6 月までに結論を得る
	(2)協会員の役職員に関する処分等のあり方等の検討 （一級不都合行為者の取扱いの対象となる行為など）	今後、ワーキング・グループを設置して検討（規律審査部）	金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成 25 年 6 月までに結論を得る

Ⅱ．最近の発生事案の問題点を踏まえ、本協会が対応すべき事項

1．顧客分別金信託の不正流用を防止するための方策

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
9	財務諸表外部監査の態様等（財務諸表外部監査の非受検会社への対応、分別管理外部監査の手法である「合意された手続業務」を受検会社への対応等として、その事実及び理由の開示）	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成25年3月までに結論を得る
10	自己資本規制比率の外部監査の態様等（外部監査の非受検会社への対応等として、その事実及び理由の開示）		

2．自社役員及び親会社役員に対する会社からの多額の貸付けについて、本協会が早期に把握するための方策

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
11	会員が一定額以上（例えば自己資本の10%以上）の額の金銭を当該会員の役員又は主要株主等（若しくはその他関連会社等）に対して貸付けた場合に協会への報告を義務付け	事務局において検討（総務部、監査2部）	平成25年1月中を目途に実施

以 上

「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」の設置について

平成 24 年 11 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の趣旨

顧客資産の流用により投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破たんなど最近の事案を踏まえるとともに、併せて証券界の信頼性向上を図る観点から、再発防止及び信頼性向上に向けた方策について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

- (1) 倫理観・責任感を向上させるための取組み
 - ① 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」の作成等
 - ② 会員における倫理コードの遵守状況の開示
- (2) 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進
 - ① 会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載する取組み
 - ② 会員の主要株主及び大株主を公表する取組み
 - ③ 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等
- (3) 最近の発生事案の問題点を踏まえた対応
 - ① 財務諸表外部監査等の懲罰等
 - ② 自己資本規制比率外部監査の懲罰等

3. ワーキング・グループの構成及び運営

- (1) ワーキング・グループは、会員の役職員並びに有識者 10 名程度をもって構成する。
- (2) ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) ワーキング・グループの主査及び委員は、自主規制会議議長が委嘱する。
- (4) ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (5) ワーキング・グループは、その検討状況について、適宜、自主規制会議及び関係する会議体に報告する。

4. 事務の所管

ワーキング・グループに関する庶務は、自主規制企画部が担当する。

以 上

**「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の
一部改正について（案）**

平成 24 年 11 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、我が国社債市場の活性化を図るため、「社債市場の活性化に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、課題の整理、対応策の検討を行い、平成 24 年 7 月 30 日、懇談会報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」を取りまとめたところである。

今般、同懇談会報告書で掲げられた対応策のうち、「社債の価格情報インフラの整備」の具体的な措置として、社債の取引の報告に係る規定の整備を行うため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 会員による社債の取引報告に係る規定を設ける。（規則第 11 条の 2 第 1 項）
- ② ㈱証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、約定照合のための情報を同システムに送信したことをもって、社債の取引報告を行ったものとみなす。（規則第 11 条の 2 第 2 項）
- ③ 本協会は、会員が決済照合システムに送信した社債の取引に関する情報について、㈱証券保管振替機構から受領する。（規則第 11 条の 2 第 3 項）
- ④ 報告対象の取引等、社債の取引報告に必要な事項を定める。（細則第 6 条）

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 24 年 11 月 19 日(月)から平成 24 年 11 月 30 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部 （TEL 03-3667-8456）

以 上

分別管理に関する監査法人等による監査結果等

平成 24 年 3 月末の会員会社総数 285 社のうち、顧客資産の分別管理の状況に関して監査法人等による外部監査等の対象となる会社は 222 社¹で、それらに対する外部監査等の実施状況と結果概要は以下のとおりです。

1. 外部監査等の実施状況

実施済みの会社 222 社²

2. 外部監査等の結果概要

1 社³を除く他の全ての会員について、顧客分別金及び顧客有価証券の分別管理に問題が発見された旨の報告はありませんでした。

以 上

¹ 顧客資産の預託を受けていない会社（52 社）や廃業した会社等（11 社）は対象外となります。

² うち法令遵守に関する検証業務 134 社
合意された手続き業務 88 社

³ 1 社については、監査法人が、意見不表明としました（この後、当社は、金融商品取引業の登録取消処分を受けております。）。

国際証券業協会会議（ICSA）中間会合、IOSCO／SROCC中間会合
及び研修セミナーの様態について

平成 24 年 11 月 28 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 開 催 日

- 11 月 5 日（月） 国際証券業協会会議（ICSA）中間会合
- 11 月 6 日（火） IOSCO／SROCC 中間会合
- 11 月 7 日（水）～9 日（金） IOSCO／SROCC 研修セミナー

2. 開 催 地 トルコ イスタンブール

3. 主 催 トルコ資本市場仲介業協会（TSPAKB）、イスタンブール証券取引所
ブラジル金融資本市場協会（ANBIMA）、米国金融取引業規制機構（FINRA）

4. 各会合の様態

（1）ICSA 中間会合（11 月 5 日（月）9:00～17:00）（ICSA の概要については別添1参照）
（主な内容）

1) オープン・セッション

メンバー会合に先立ち行われたオープン・セッションでは、①ブダット・アギレイ トルコ資本市場委員会委員長/IOSCO ボード副議長からのグローバルな規制改革が新興市場に与える影響に関する講演、②デビッド・ライト IOSCO 事務局長からの グローバルな金融安定化のための IOSCO の役割に関する講演及び③フセイン・エルカン 国際取引所連合（WFE）事務局長からの取引所の現状とグローバルな競合に関する講演がそれぞれ行われた後、上記講演を踏まえ、いわゆる「大き過ぎて救済できない金融機関の問題（Too big to bail-out）」に関し、システミック・リスクの特定と制御のための各国の取組等について、ICSA メンバー間でディスカッションを行った。

本協会からは、ボルカールールに対する日本の対応、金融機関の破たん処理の枠組みに関する検討及び OTC デリバティブ規制の導入の状況について説明した。

2) メンバー会合

ICSA 内に設けられている委員会（規制問題検討委員会及び新興市場委員会）及びワーキング・グループの活動状況報告及び事務局から新規メンバーの加入状況及びウェブサイトのデザイン改良等に関する報告が行われた。

次回年次総会（2013 年 5 月 7～9 日オーストラリア シドニー）に関しては、グレッグ・メドクラフト次期 IOSCO ボード議長の参加が予定されている旨の報告等が主催機関となるオーストラリア金融市場協会からあった後、議題について検討を行い、本協会から社債市場に関するパネ

ル・ディスカッションを提案した。

(2) IOSCO/SROCC 中間会合 (11 月 6 日 (火) 9:00~17:00) (IOSCO/SROCC の概要については別添2参照)

ブダット・アギレイ トルコ資本市場委員会委員長から、IOSCO 北京総会で決定された事項の紹介及び IOSCO 新興市場委員会及び FSB における新興市場に関する取り組みに関する紹介があった後、デビッド・ライト事務局長から現在 IOSCO で重要なテーマとなっている証券市場に発生するリスクの早期把握に対して SROCC からのインプットを期待する旨及び IOSCO 基金の創設に関する説明があった。

続くセッションでは、①技術革新が流通市場及び市場監視に与える影響に関する議論、② SROCC の代表が参加した IOSCO 政策委員会の議論の報告が行われた。また、③投資家教育国際フォーラム(IFIE)の活動内容について現在 IFIE の議長を務めるカナダ投資業規制機関(IIROC)が報告を行い、米国 FINRA は SROCC メンバーに対し IFIE への加入を推奨した。

さらに、以下のワーキング・グループの議論が行われた。

① Ahead of the Curve Working Group

本 WG では、各国における証券市場の自主規制における最近の課題・取組みにつき情報交換を行った。全米先物協会(NFA)から、MF グローバルやペレグリン・フィナンシャル・グループにおける顧客資産の不正流用・消失事件を踏まえた、顧客保護・分別保管の徹底策について紹介があった後、本協会及び東証から、法人関係情報管理の徹底を通じた信頼性向上に向けた取組みを紹介し、ブラジル ANBIMA から、投資商品の個人投資家への販売に関する最近のブラジルにおける規制整備に関し紹介があった。

なお、今回会合から本協会が FINRA から引き継いで本ワーキング・グループの議長を務めている。

②Regulatory Staff Training Working Group

SROCC が来年 5 月にカナダ トロントにおいて開催する次回研修セミナーのプログラムについて検討を行った。

(3) IOSCO/SROCC 研修セミナー (11 月 7 日 (水)~9 日 (金))

本セミナーは、SROCC のメンバー機関及び新興市場の規制当局のスタッフを主な対象に、IOSCO の公式イベントとして、米国 FINRA、ブラジル ANBIMA(現 SROCC 議長)及びトルコ TSPAKB 及びイスタンブール証券取引所の共催により開催された。本セミナーは、これまで、米国(2008 年 12 月)、英国(2010 年 1 月)、ブラジル(2010 年 11 月)及び台湾(2011 年 11 月)において開催されており、今回が第 5 回目の開催である。

今回のセミナーには、スピーカーとして、IOSCO 事務局長及び同次長のほか、主催国トルコの規制当局、取引所、SROCC のメンバーである自主規制機関(本協会、東証、米 FINRA 及び NFA、加 IIROC、欧州 ICMA、ブラジル ANBIMA 及び BM&F ボベスパ市場監督機構(BSM)、韓国 KOFIA、ボンベイ証券取引所、エジプト証券取引所等)が講師を務めた。参加者は、講師を

含め29カ国(地域)¹及び4国際機関から93名(内訳は、アジア42名、中東18名、欧州12名、アフリカ5名、北米4名、中南米7名、国際機関5名)であった。

研修では以下のテーマでパネル・ディスカッション、参加者のグループ・ディスカッション等が行われた。

(1日目:11月7日(水))

- ・システミック・リスクへの対応/格付け機関への規制のあり方
- ・規制改革と国際協力
- ・新興国における社債市場育成

(2日目:11月8日(木))

- ・取引インフラへの監督
- ・市場における不正行為に関するケース・スタディ
- ・高頻度取引/アルゴリズム取引

(3日目:11月9日(金))

- ・市場仲介業者及び外務員の認証
- ・投資家からの苦情処理に関するケース・スタディ

日本からは、東証が2日目の「高頻度取引/アルゴリズム取引」に関するパネルに、本協会が3日目の「市場仲介業者及び外務員の認証」に関するパネルにパネリストとして参加した。

「市場仲介業者及び外務員の認証」に関するパネルにおいては、外務員試験問題の適正性確保の方法、試験問題が受験者の知識だけでなく能力を計測するものとなっているか、倫理に関する出題の有無、犯罪歴・処分歴のある者のチェック、受験のための学習方法等について議論が行われ、本協会から日本の現状を説明した。

本セミナーでは、先進国・新興市場国の規制当局・自主規制機関のスタッフが各国の最近の規制改革の動き等について活発な議論を展開した。各国の規制の実態について相互理解を深めるとともに、規制当局や自主規制機関の国際的ネットワークを形成する見地から、このセミナーは IOSCO/SROCC の重要な活動の一つとなっており、今後今回のセミナーの評価も踏まえ、次回のカナダにおけるセミナーに向けて内容の一層の充実・改善を図っていくことが合意された。

以 上

¹ 参加国(地域)は、日本、韓国、中国、台湾、インドネシア、マレーシア、インド、パキスタン、スリランカ、英国、フランス、オランダ、スイス、オーストリア、ポーランド、チェコ、ブルガリア、リトアニア、モンテネグロ、トルコ、パレスチナ、エジプト、ケニア、ナイジェリア、カーボベルデ、カナダ、米国、メキシコ、ブラジルの29カ国(地域)。

I C S A の 概 要

名称	国際証券業協会会議 International Council of Securities Associations (ICSA)
設立目的	国際証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際証券市場の健全な発展に寄与すること。(ICSA 規約)
設立時期	1988 年(本協会の提唱により設立)
メンバー	各国(地域)証券市場の自主規制機関及び業界団体 ・現在のメンバー 17ヶ国(地域)19団体(正会員17団体、客員会員2団体)、オブザーバー5ヶ国5団体(別紙参照)
会合等	1. 年次総会(Annual General Meeting) メンバーの持ち回りで、例年春に 3 日間(事前会合を含む)にわたって開催される。総会の各セッションでは、証券業界において関心が高まっているトピックについて、通常メインスピーカーがプレゼンを行った後、メンバーが意見交換を行う。トピックは、メンバーから募集した上で、事務局がホスト団体と協議し決定する。 2. 中間会合(Interim Meeting) メンバー間の意見交換、年次総会の打合せ等を目的に毎年秋～冬に開催。 3. 諮問委員会(Advisory Committee) ICSA 議長、アジア大洋州代表1、米州代表1、欧州等代表2及び次回年次総会を主催するメンバーで構成。年次総会及び中間会合の開催時に開催される他、2ヶ月に1回程度、電話での会議も開催されている(通算年5～6回程度)。ICSA 全体の諸課題や運営等について協議し、重要事項については、承認を得るため年次総会等で提案する。 4. 常設委員会(Standing Committee) 証券市場で問題となっている課題について、専門家を交えた検討グループを組成して協議するほか、必要に応じ各種の「原則」・「声明」・「ベストプラクティス」を策定する。これらは、原則として年次総会等で承認を得た上で公表される。 現在活動中の常設委員会は、以下のとおり。 ・ 規制関連問題 (Regulatory Affairs) ・ 新興市場 (Emerging Markets)

議 長	Mr. Park, Jong Soo (KOFIA 会長) 2011 年 5 月の年次総会において KOFIA 前会長の Mr. Kun Ho Hwang が会長に 就任、その後、2012 年 3 月に KOFIA 会長交代に伴い同氏が就任。 (任期 1 年、3 年まで再任可)
事務局	事務局長 Ms. Marilyn Skiles

国際証券業協会会議 (ICSA) の参加団体

正会員

	機関名	概 要
日本	日本証券業協会 (JSDA)	自主規制機関＋業界団体
韓国	韓国金融投資協会 (KOFIA)	自主規制機関＋業界団体
台湾	台湾証券商業同業公会 (CTSA)	自主規制機関＋業界団体
オーストラリア	オーストラリア金融市場協会 (AFMA)	自主規制機関＋業界団体。2005 年に ICSA メン バーであった国際銀行証券協会 (IBSA) と合併。
米国	証券業金融市場協会 (SIFMA)	業界団体。米国証券業者協会 (SIA) と債券市場協 会 (TBMA) が合併して 2006 年 11 月に発足。
カナダ	カナダ投資業規制機構 (IIROC)	自主規制機関。2008 年 6 月、ICSA メンバーであ った IDA の自主規制部門と合併。
	カナダ投資業協会 (IIAC)	業界団体。2007 年加入。
ブラジル	ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA)	自主規制機関＋業界団体。2011 年加入。
欧州	国際資本市場協会 (ICMA)	欧州証券市場の自主規制機関＋業界団体。2005 年に ICSA メンバーであったスイスの国際証券市 場協会 (ISMA) と英国の国際発行市場協会 (IPMA) の合併により発足
	欧州金融市場協会 (AFME)	欧州金融市場の業界団体。2009 年に ICSA メン バーであったロンドン投資銀行協会 (LIBA) と SIFMA 欧州支部の合併により発足。
フランス	フランス金融市場協会 (AMAFI)	自主規制機関＋業界団体。IOSCO/SROCC に も、2006 年から参加。
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会 (BWF)	業界団体。2008 年加入。

イタリア	イタリア金融仲介業者協会 (ASSOSIM)	業界団体
スウェーデン	スウェーデン証券業協会 (SSDA)	自主規制機関＋業界団体
デンマーク	デンマーク証券業協会 (DSDA)	業界団体
トルコ	トルコ資本市場仲介業協会 (TSPAKB)	自主規制機関＋業界団体。2006 年加入。
メキシコ	メキシコ証券業協会 (AMIB)	業界団体。2010 年総会よりオブザーバーとして参加。2012 年より正会員として加入。

客員会員

ブルガリア	ブルガリア認可投資会社協会 (BALIF)	業界団体。2010 年正会員として加入。2012 年より客員会員として再加入。
タイ	タイ証券業協会 (ASCO)	業界団体。2012 年加入。
インド	インド証券取引所参加者協会 (ANMI)	加入申請中。

オブザーバー

米国	金融取引業規制機構 (FINRA)	自主規制機関。全米証券業協会 (NASD) とニューヨーク証券取引所 (NYSE) の規制部門が合併して 2007 年 7 月に発足。 2012 年年次総会にオブザーバー参加。
中国	中国証券業協会 (SAC)	自主規制機関＋業界団体。 2012 年年次総会・中間会合にオブザーバー参加。
インドネシア	インドネシア証券業協会 (APEI)	業界団体。 2012 年年次総会にオブザーバー参加。
ルーマニア	ルーマニア仲介業者協会	業界団体。 2012 年年次総会にオブザーバー参加。
ポーランド	ポーランド証券業者評議会	自主規制機関＋業界団体。 2012 年年次総会にオブザーバー参加。

IOSCO／SROCC の概要

会議名	証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions)
設立目的	1) 公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること 2) 国内市場の発展促進のため、各国の経験について情報交換すること 3) 国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること 4) 基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって、市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと
設立時期	1974 年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980 年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986 年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
メンバー	IOSCO のメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁が正会員として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所が協力会員として、それぞれ加盟している。
組 織	次葉のとおり。
SROCC の活動	本協会が加入する自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、事務局長のイニシアティブにより 1989 年に設置され、自主規制機関である協力会員の意見交換の場と位置づけられている。同委員会は、通常、年次総会時(春)及び秋～冬頃(中間会合)の年 2 回開催されている。現在同委員会には 76 の機関が加入している。 2006 年 6 月から 2012 年 5 月まで本協会が同委員会の議長を務め、同委員会では以下について検討を行った。 ・伝染病蔓延等非常時における規制緩和に関する提言 ・証券業者の業務の外務委託に関する自主規制機関による検査のチェック・ポイントの作成 ・自主規制担当スタッフ向けの研修教材の作成と集合研修の実施 ・自主規制機関の役割に関するスタディ ・自主規制機関による金融危機への対応 現在は、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が SROCC の議長を務めており、本協会は SROCC の下部にある Ahead of The Curve Working Group の議長を務めている。
市場関係者との対話	IOSCO では、民間セクターとの対話の拡充を目的に、市場関係者との会合を年 2 回程度開催している。

IOSCO の組織

